

◆ 新設法人と消費税

Q : 当社は、平成14年1月に設立された資本金5百万円の3月決算の有限会社です。

ところで、新設法人については、消費税の納税義務が免除されなくなったと聞いたのですが、当社も新設法人に該当するのでしょうか。

A : 新設法人には該当しません。

【解説】

消費税の納税義務は、原則として基準期間の課税売上高が3千万円を超えるかどうかで判定されます。この基準期間とは、法人については、その事業年度の前々事業年度とされています。

また、新設法人については、その新設法人の基準期間がない事業年度は、消費税の納税義務の免除の規定は適用されないこととなっています。

ところで、この消費税の納税義務が免除されない「新設法人」とは、基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人をいいます。

ご質問の場合、資本金額が5百万円ですので、新設法人には該当しません。したがって、基準期間における課税売上高が存在しない設立後1期目と2期目は、消費税の納税義務が免除されることになります。

ちなみに、1期目の途中で増資して資本金が1千万円以上になった場合には、2期目より新設法人に該当することになります。

